

(監査論) (満点 100 点) { 第 2 問とあわせ
時 間 2 時間 }

第 1 問 (50 点)

我が国の公認会計士監査制度は、直接金融市场を整備して国民経済を振興する目的で第二次世界大戦後に構築された。監査制度の基礎を確立するにあたって昭和 25 年に公表された最初の監査基準には、啓蒙的な意味合いから前文において監査の必要性が詳細に記述されていた。その一部抜粋である以下の文章を読んで、問題 1 ~ 問題 4 に答えなさい。

監査は、過去においては、不正事実の有無を確かめ、帳簿記録の正否を検査することをもって主たる目的としたものであったが、企業の内部統制組織即ち内部牽制組織及び内部監査組織が整備改善されるにつれて、この種の目的は次第に重要性を失いつつある。企業は、あえて外部の監査人をまつまでもなく、自らこれを発見するとともに、未然にその発生を防止しうるようになったからである。然しながらそれにも拘らず、外部の第三者による監査は、存在の理由を失うものではなく、企業の大規模化に伴い、却ってその必要性が益々増大したことを認めなければならぬ。

抑々財務諸表は、外部の利害関係人に対して、企業の財政状態及び経営成績に関する報告を提供するための重要な手段である。従って企業は、信頼しうる会計記録を基礎とし、利害関係人に必要な会計事実を明瞭に表示して、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。然しながら今日の企業の財務諸表は、単に取引の帳簿記録を基礎とするばかりでなく、実務上慣習として発達した会計手続を選択適用し、経営者の個人的判断に基いてこれを作成するものであって、いわば記録と慣習と判断の総合的表現にほかならない。財務諸表が單なる事実の客観的表示ではなく、むしろ多分に主観的判断と慣習的方法の所産であることは、近代的企業会計の著しい特徴である。

従って財務諸表は、ややもすれば公正妥当を欠き、誤謬又は不確実な要素の介入する余地が多く、財政状態及び経営成績の適正な表現が歪められ、政策的考慮によって粉飾される虞おそれが少くない。それ故外部関係人の利益を擁護するためには、判断の妥当性を確かめることが必要であつて、ここに職業的専門家による監査の要請される理由がある。(以下略)

(振り仮名を付すなど、原文の表記を一部改めている。)

問題 1 下線Ⓐに関連して、内部統制がいかに整備改善されても「外部の第三者による監査」の存在意義が失われない理由について、経営者の立場から説明しなさい。

問題 2 下線Ⓑに関連して、企業の大規模化がなぜ「外部の第三者による監査」の必要性を増大させるのか、その理由について、国民経済の視点に立って説明しなさい。

問題 3 第2段落で示されている「財務諸表は記録と慣習と判断の総合的表現である」と捉える考え方には、今日でも意義を失っていない。このことを念頭に置き、下線Ⓒに関連して、現代の企業会計において重要性を増している経営者の判断が必要となる具体的な事例をひとつ想定し、判断の妥当性を検証する監査手続を、現行の監査基準等に基づいて説明しなさい。

問題 4 第1段落で「監査」、「外部の監査人」及び「外部の第三者による監査」と表現されていたものが、下線Ⓓでは「職業的専門家による監査」と締めくくられている。ここで「職業的専門家」であることが要請される理由について説明しなさい。

(監査論) (満点 100 点) $\begin{cases} \text{第1問とあわせ} \\ \text{時間 2時間} \end{cases}$

第 2 問 (50 点)

問題 1 財務諸表監査における不正への対応に関する以下の問いに答えなさい。

問 1 不正が、不正な財務報告と資産の流用に区別される理由について説明しなさい。

問 2 監査人が、不正による重要な虚偽の表示がないことに関して得る必要がある保証の性質について説明しなさい。

問 3 監査人が職業的懷疑心を保持することは、不正な財務報告を識別する上でどのような意義があるか説明しなさい。

問題 2 下記の【設例】に関する以下の問い合わせに答えなさい。

【設例】

X社は、カジュアルウェアを関東圏の直営 20 店舗(平均売場面積：約 500 m²)を通じて、一般消費者に現金又はクレジットカードで販売している。同社の監査を担当するY監査法人は、当期の財務諸表監査にあたり、リスク評価手続を実施した結果、商品に関する事項として下記の事実を把握した。

<リスク評価手続の実施によって把握した事実>

- ア. 商品は、メーカーから各店舗に直接納入されているが、納入データはすべて本社で管理している。各店舗では受入時に検品を行い、受入データを店舗端末機からシステムに入力し、本社で納入データと照合している。
- イ. 商品の売価は、本社指定売価の 20 %以内の範囲で、販売状況を勘案し店長の判断により適時に値引設定が可能で、売価のシステムへの変更登録は、店舗端末機から店長の責任において実施している。20 %を超える値引設定は、本社の事前承認が必要である。
- ウ. 各店舗では四半期末ごとに実地棚卸を行っている。店長は、帳簿在庫数と実際の在庫数との差異を分析し、実際の在庫数を確定した上で棚卸結果報告書を作成する。本社は各店舗から送付された棚卸結果報告書をもとに帳簿在庫数を実際の在庫数に修正している。
- エ. 期末在庫の評価は、売価還元法による原価法によって店舗ごとに算出された還元率を用いて行われ、その結果は本社に報告されている。期末在庫の売価評価額は、期末時点での登録売価に実際の在庫数を乗じることにより、店舗ごとにシステム上で計算されている。
- オ. 店長の業績評価については、前年比売上高増加率と売上総利益率が重要視され、人事評価と賞与に反映される。業績優秀者には全店長会議で社長賞が贈呈される。
- カ. 監視カメラは設置されているが、盗難を完全には防止できていない。

問 上記の事実について実証手続を実施するとした場合、ア～カから不正リスクが高いと思われる事実を 3 つ選択し、選択した記号、それについて想定される不正の具体的な手口及び対応する実証手続を 1 つずつ示しなさい。ただし、同一の記号を複数回選択したり、同一の手口を複数回記述してはならない。